

建学バイト求人広告掲載規約

第1条（目的）

1. この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、一般社団法人全国採用支援協会（以下「当協会」という。）が提供する求人広告サービス「建学バイト」（以下「本サービス」といいます。）を利用して求人広告を掲載することを希望する者（以下「利用者」といいます。）に適用されます。利用者は、本規約に同意の上、本サービスを利用します。
2. 本規約は、本サービスの利用条件を定めています。本サービスを利用する利用者は、全て本規約に従い、本規約の定める条件に従って本サービスを利用します。
3. 本規約は、利用者の新卒採用目的ではなく、あくまでも本サービスによる求人を通じて、建築系の学生をはじめとする建築業界を志す方に実戦経験を積ませるという社会的価値に重きをおくことを目的とします。

第2条（定義）

- (1) 「求人広告掲載」とは、求人広告コンテンツを、本サービスを通じてウェブサイトに表示させることをいいます。
- (2) 「求人広告コンテンツ」とは、利用者が本サービスを利用して、出稿する求人広告をいいます。
- (3) 「利用者サイト」とは、利用者が運営するウェブサイトで求人広告コンテンツに貼付されたリンクから遷移することができるものをいいます。
- (4) 「掲載料金」とは、求人広告掲載に対して、利用者が当協会に対して支払う対価をいいます。
- (5) 「求職者」とは本サービスを通じて求人申し込みを行い、又は申し込みを行おうとする者をいいます。

第3条（求人広告掲載業務）

1. 利用者は、本規約に基づき、当協会に対して求人広告掲載（以下「本サービス利用業務」といいます。）を依頼し、当協会はこれを受諾します。
2. 利用者は、本サービス利用業務の対価として、当協会に対して掲載料金を支払います。
3. 利用者は、当協会が本サービスのウェブサイト運営を第三者に委託することに対して異議を述べません。
4. 本サービスの企画、営業及び運営は、当協会の委託に基づき、株式会社 ArchiBridge（東京都品川区上大崎二丁目2番16号。以下「ArchiBridge」といいます。）が行うものとします。利用者からの本サービスに関するお問い合わせ、ご相談、お申し込み等の窓口は、当協会に代えてArchiBridgeが対応することができるものとします。

5. 本サービスは、利用者が掲載した求人広告コンテンツに基づき、アルバイト希望者が利用者に対して直接問い合わせを行うための場を提供するものです。当協会は、問い合わせの件数、応募の有無又は採用の成否その他の成果を保証するものではありません。

第4条（広告コンテンツの提供）

1. 利用者は、当協会所定の方法に従い、当協会に対して、求人広告コンテンツを提供し、求人広告掲載を申し込みます。
2. 利用者は、当協会に対して、前項に基づき提供された求人広告コンテンツが、いかなる第三者の権利も侵害せず、かつ、異議申立てを受けないものであることを保証します。
3. 利用者は、当協会に対して、第1項に基づき提供された求人広告コンテンツが、広告掲載に必要な限度において、無償で、日本国内外を問わず、非独占的に、複製、頒布、自動公衆送信、翻案、その他の方法で 사용할ことができるよう知的財産権（著作権法第27条及び第28条の権利を含みます。）その他の権利について権利処理が行われていることを保証します。
4. 利用者は、前二項の保証に反し、第三者から権利侵害の主張又は異議申立て等がなされた場合、自己の責任と費用で対応しなければなりません。

第5条（求人広告掲載）

1. 当協会は、前条第1項の申込について審査を行い、合格と判断し、かつ第7条第1項の掲載料金の入金を確認した場合には、当該求人広告コンテンツに関して求人広告掲載を開始します。
2. 利用者は、求人広告掲載が開始された後に、当該求人広告掲載の内容の変更を希望する場合には、当協会所定の方法に従い、変更手続を行います。

第6条（掲載料金）

1. 掲載料金の金額は、当協会が別途定めます。当協会は、掲載料金の金額を変更する場合には、事前に利用者に通知するものとします。

第7条（掲載料金の支払）

1. 利用者は、当協会が別途通知する金額及び期日までに、当該求人広告掲載に係る掲載期間分の掲載料金の全額を、当協会指定の銀行口座に振り込む方法により一括して支払うものとします。振込手数料は利用者の負担とします。
2. 第16条の規定により本規約が更新された場合、利用者は、更新後の掲載期間分の掲載料金を、当協会が定める方法及び期日までに支払うものとします。
3. 利用者は、前二項の掲載料金の支払義務を怠った場合には、年14.6%の割合で、当協会に対して遅延損害金を支払うものとします。

第8条（求人広告掲載の終了等）

1. 当協会は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、求人広告掲載を停止、中止又は終了することができます。なお、当協会は、これにより利用者に生じた不利益、損害について責任を負いません（第19条第2項に基づく返金義務を除きます。）。

- (1) 求人広告掲載の中断を伴う求人広告媒体の保守・メンテナンス等が行われる場合
- (2) 権利者及びその他第三者より、求人広告コンテンツに対する権利侵害の主張又は異議申立て等がなされた場合
- (3) 利用者が本規約に違反し、又はそのおそれがある場合
- (4) 利用者に対する求職者からのクレームが発生し、又はその恐れがある場合
- (5) その他合理的な理由により当協会が求人広告掲載の停止、中止又は終了が必要であると判断した場合

第9条（利用者の遵守事項）

1. 利用者は、利用者サイトの内容が次に掲げるいずれにも該当しないよう利用者サイトを適切に管理しなければなりません。本条の規定は、利用者サイトに掲載される求人広告等の内容についても適用されます。

- (1) 法令、条例、官公庁のガイドライン等に違反し、又は違反するおそれがあること
- (2) 著作権その他知的財産権を侵害し、又は侵害するおそれがあること
- (3) 名誉権、プライバシー権、肖像権その他権利を侵害し、又は侵害するおそれがあること
- (4) 虚偽、不当表示、誇大な表現があり、若しくは誤認を生じさせ、又はそのおそれがあること
- (5) ねずみ講、マルチ商法若しくはこれらに類似し、又はそのおそれがあること
- (6) 暴力、賭博、売春若しくは薬物犯罪その他犯罪を助長し、又はそのおそれがあること
- (7) アダルトサイトその他青少年にふさわしくないものにあたり、又はそのおそれがあること
- (8) スпам行為その他他人に迷惑をかける行為をするよう宣伝し若しくは働きかけ、又はそのおそれがあること
- (9) 公序良俗に反し、又はそのおそれがあること
- (10) 内容若しくは目的が不明であり、又はこれらが乏しいこと
- (11) 前各号に該当する他のウェブサイト等に誘導すること
- (12) その他当協会が不適切であると合理的に判断する内容

2. 利用者は、次に掲げる行為をしてはなりません。

- (1) 法令、条例、官公庁のガイドライン等に違反し、又は違反するおそれがある行為
- (2) 公序良俗に反し、又はそのおそれがある行為

- (3) 本サービスと類似のサービスを提供する行為
- (4) 本サービスの業務の運営及び維持を妨げ、又はそのおそれのある行為
- (5) 不正なプログラムを送信し、又は記載する行為
- (6) その他当協会が不適切であると合理的に判断する行為

3. 利用者が、前項第3号に違反した場合には、当該違反のあった日から遡って直近6か月間において、利用者が当協会に対して支払った掲載料金の合計額を、当協会に対して違約金として支払うものとします。この場合において、当協会が利用者の違反行為によって被った損害の金額が、利用者が当協会に支払う違約金の金額を超えるときは、当協会は、当該超過分の金額について、利用者にその賠償を請求することができるものとします。

第10条（求職者とのトラブル）

利用者は、求職者との間においてトラブルが発生した場合、自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、当協会は一切の責任を負いません。

第11条（本サービスの変更等）

1. 当協会は、利用者に事前に通知することで、本サービスの内容の全部又は一部を変更又は追加することができます。この場合において、当協会は、当該変更又は追加によって、変更又は追加前の本サービスのすべての機能・性能が維持されることを保証するものではありません。

2. 当協会は、以下のいずれかに該当する場合には、本サービスの利用の全部又は一部を停止又は中断することができます。

- (1) 本サービスに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合
- (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
- (3) 火災、停電、疫病、天災地変等の不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合
- (4) その他当協会が本サービスの停止又は中断を必要と合理的に判断した場合

3. 当協会は、本条により利用者に生じた不利益、損害について責任を負いません。

第12条（業務遂行上の義務等）

- 1. 利用者及び当協会は、本サービス利用業務の遂行につき相互に協力義務を負います。
- 2. 利用者及び当協会は、本サービス利用業務の遂行に関してそれぞれ自己に適用ある法令、監督官庁の告示、通達及び業界の自主ルール等を遵守します。

第13条（費用負担）

当協会が本サービス利用業務を遂行するために要する費用は、当協会の負担とします。

第 14 条（秘密保持義務）

1. 利用者及び当協会は、本サービス利用業務の遂行により知り得た相手方の営業上又は技術上その他業務上の一切の情報（以下「秘密情報」といいます。）を厳に秘密として保持し、相手方の事前の書面による承諾を得ないで、第三者に開示又は漏洩してはならず、また本サービス利用業務の遂行のためにのみ使用し、他の目的に使用してはなりません。なお、秘密情報の開示の方法は、書面、口頭、オンラインでの提供、電磁的媒体等での提供など、その態様を問いません。

2. 前項の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当する情報は、本規約における秘密情報には該当しません。

(1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報

(2) 開示を受けた後、既に公知であった情報又はその後自己の責によらずに公知となった情報

(3) 正当な権限を有する第三者より守秘義務を負うことなく取得した情報

(4) 相手方から開示された情報を利用することなく独自に開発した情報

3. 第 1 項の規定に関わらず、利用者及び当協会は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、相手方の書面による承諾なしに、秘密情報を第三者に開示することができます。

(1) 利用者及び当協会が、自己又は関係会社の役職員若しくは弁護士、会計士又は税理士等に対して、本サービス利用業務遂行のために必要な範囲で秘密情報を開示する場合。ただし、開示を受ける者が少なくとも本条に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を法令又は契約に基づき負担する場合に限ります。

(2) 利用者及び当協会が、法令等（金融商品取引所の規則を含みます。）の規定に基づき、政府、所轄官庁、規制当局、裁判所又は金融商品取引所により秘密情報の開示を要求又は要請される場合に、合理的に必要な範囲で当該秘密情報を開示するとき。なお、かかる場合、開示当事者は、相手方に対して、かかる開示の内容を事前に（それが法令等上困難である場合は、開示後可能な限り速やかに）通知しなければなりません。

第 15 条（個人情報の保護）

1. 本規約における個人情報とは、利用者及び当協会が本サービス利用業務を遂行するために、相手方に預託した一切の情報のうち、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）第 2 条第 1 項に定める「個人情報」に該当する情報をいいます。

2. 利用者及び当協会は、本サービス利用業務の遂行に際して個人情報を取り扱う場合には、それぞれ個人情報保護法及び本規約の定めを遵守して、本サービス利用業務の目的の範囲において個人情報を取り扱うものとし、本サービス利用業務の目的以外に、これを取り扱ってはなりません。

3. 利用者及び当協会は、個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、盗難、改ざん、漏洩等（以下「漏洩等」といいます。）の危険に対し、合理的な安全管理措置を講じなければな

りません。また、利用者及び当協会は、個人情報等を、本サービス利用業務の遂行のためにのみ使用、加工、複写等し、他の目的で使用、加工、複写等してはなりません。

4. 利用者及び当協会において、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合には、漏洩等をした者は、相手方に対し、速やかに当該事故の発生日時・内容その他詳細事項について報告するものとします。また、漏洩等をした者は、自己の費用において、直ちに漏洩等の原因の調査に着手し、速やかに相手方に対し調査の結果を報告するとともに、再発防止策を講じなければなりません。

第 16 条（契約期間及び更新）

1. 本サービスの利用期間は、掲載開始の日から 1 年間とします。
2. 前項の規定にかかわらず、期間満了の 1 か月前までに利用者当協会のいずれからも書面による掲載終了の申し入れのない場合、本サービス利用は、次項に定める掲載料金を除き同一条件で自動的に 1 年更新され、以後も同様とします。
3. 当協会は、前項の規定による更新に先立ち、期間満了の 1 か月前までを目安に、利用者に対し、更新の可否についての案内及び更新後の掲載期間分の掲載料金を記載した請求書を送付するものとします。利用者が当協会の定める期日までに当該掲載料金を支払わない場合、当協会は、当該利用者に係る求人広告掲載を終了することができます。
4. 前項による更新後の掲載料金は、当協会が定める通常の掲載料金によるものとし、初回申込時に適用された割引その他の特別な料金は適用されません。

第 17 条（損害賠償責任）

利用者又は当協会は、本規約に関して相手方に損害（弁護士費用を含むが、これに限られません。）を与えた場合、これを賠償する責任を負います。

第 18 条（不可抗力）

利用者及び当協会は、天災、地変、火災、ストライキ、戦争、内乱、疫病・感染症の流行その他の不可抗力による本規約の全部又は一部の不履行につき、その責任を負いません。

第 19 条（期間内解約）

1. 利用者は、掲載期間中いつでも当協会に対して書面により通知することにより、本規約を解約することができます。ただし、この場合であっても、既に支払われた掲載料金は返金しません。
2. 当協会は、利用者に対して、解約日の 1 か月前までに書面により通知することにより、いつでも本規約を解約することができます。この場合、当協会は、利用者に対し、既に支払われた掲載料金のうち、解約日の翌日から当該求人広告掲載に係る掲載期間の満了日までの日数に応じて日割計算した金額を返金します。
3. 前二項による解約に関し、当協会及び利用者は、前項に定める返金義務を除き、解約を理由

に相手方が被った損害について、損害賠償責任を負いません。

第 20 条（解除）

1. 利用者又は当協会は、相手方が本規約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、相当期間内に、違反が是正されないときは、本規約の全部又は一部を解除することができます。ただし、その期間を経過した時における本規約の違反が本規約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではありません。

2. 利用者又は当協会は、相手方が次に掲げるいずれかに該当した場合には何らの催告を要しないで直ちに本規約及び利用者及び当協会間の別の契約（以下「本規約等」といいます。）の全部又は一部を解除することができます。ただし、当該事由が解除を行う当事者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該事由により解除をすることはできません。

(1) 本規約等に定める条項につき重大な違反があった場合

(2) 債務の全部又は一部の履行が不能であるとき又は相手方がその債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。ただし、一部の履行不能の場合は当該一部に限ります

(3) 債務の一部の履行が不能である場合又は相手方がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき

(4) 本規約上、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ本規約の目的を達することができない場合において、相手方が履行をしないでその時期を経過したとき

(5) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、滞納処分の申立、その他公権力の処分を受けたとき

(6) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始その他法的倒産手続の申立を受け、若しくはこれらの申立を行ったとき、又は私的整理の開始があったとき

(7) 支払停止、支払不能に陥ったとき

(8) 自ら振出し又は裏書した手形・小切手が1度でも不渡りとなったとき

(9) 資本減少、主要な株主又は取締役の変更、事業譲渡、合併、会社分割等の組織再編その他の会社の支配に重要な影響を及ぼす事実が生じたとき

(10) 公序良俗に反する行為、その他相手方の信用、名誉を毀損する等の背信的行為があったとき

(11) 解散し、又は事業を廃止したとき

(12) 信用の失墜又はその資産の重大な変動等により、利用者当協会間の信頼関係が損なわれ、本規約の継続が困難であると認める事態が発生したとき

(13) 代表者が刑事上の訴追を受けたとき、又はその所在が不明になったとき

(14) 監督官庁から事業停止処分、又は事業免許若しくは事業登録の取消処分を受けたとき

(15) その他本規約等を継続し難い重大な事由が生じたとき

3. 前二項に定める解除は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

第 21 条（期限の利益の喪失）

当事者の一方に前条第 2 項各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、相手方からの何らの通知催告がなくとも、相手方に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに相手方に弁済しなければなりません。

第 22 条（権利義務の譲渡禁止）

利用者及び当協会は、相手方の事前の書面による同意なく、本規約により生じた本規約上の地位を移転し、又は本規約により生じた自己の権利義務の全部又は一部を、第三者に譲渡若しくは継承させ、若しくは担保に供することはできません。

第 23 条（反社会的勢力の排除）

1. 利用者及び当協会は、それぞれ相手方に対し、次に掲げる事項を表明し、かつ保証します。

(1) 自ら又は自らの役員若しくは実質的に経営権を有する者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと

(2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有しないこと

(3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと

(4) 反社会的勢力を利用していると認められる関係を有しないこと

(5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと

(6) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと

2. 利用者及び当協会は、自ら又は第三者を利用して次に掲げる行為を行わないことを確約します。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3. 利用者又は当協会は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方が、反社会的勢力

若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をした場合、相手方に対して何らの催告を要せずして、直ちに本規約等を解除することができます。

4. 前項の規定により本規約等が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により相手方が被った損害を賠償するものとします。

5. 第3項の規定により本規約等が解除された場合、解除された者は、解除により損害が生じた場合でも、相手方に対し一切の損害賠償請求を行うことはできません。

第24条（準拠法・管轄裁判所）

1. 本規約は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。

2. 本規約に関する利用者当協会間の訴訟の第一審の専属的合意管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

第25条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項の全部又は一部が無効又は違法となった場合でも、当該無効又は違法は、いかなる意味においても本規約の他の条項並びにその解釈及び適用に何ら影響せず、これらの適法性及び有効性を損なわず、またこれらを無効にするものではありません。

第26条（協議解決）

本規約に定めのない事項が生じた場合及び本規約の内容の解釈に疑義又は相違が生じた場合、利用者及び当協会は、互いに誠意を持って協議し、その解決を図ることとします。

第27条（規約の変更）

1. 当協会は、当協会が必要と認めた場合に、本規約の内容を変更することができるものとします。

2. 本規約を変更する場合、当協会は、当サービスの Web サイトへの掲示その他当協会が適当と判断した方法により、あらかじめ変更後の本規約の内容および効力発生時期を通知します。ただし、法令上お客さまの同意が必要となる変更を行う場合は、当協会が適当と判断した方法により同意を得るものとします。なお、お客さまが通知において指定された期日以後に本サービスを利用した場合には、法令上その効力を否定される場合を除き、変更後の本規約に同意したものとみなされます。

第28条（その他）

1. 利用者は、本規約に定めのない事項について、当協会が細目等を別途定めた場合、これに従います。この場合、当該細目等は、本規約と一体をなします。

2. 細目等は、当協会所定の箇所に掲載した時点より効力を生じます。

3. 細目等と本規約の内容に矛盾抵触がある場合、本規約が優先します。

第 29 条（存続条項）

本規約の終了にかかわらず、第 14 条（秘密保持義務）、第 15 条（個人情報の保護）、第 17 条（損害賠償責任）、第 19 条（期間内解約）第 2 項及び第 3 項、第 20 条（解除）第 3 項、第 22 条（権利義務の譲渡禁止）、第 23 条（反社会的勢力の排除）第 4 項及び第 5 項、第 24 条（準拠法・管轄裁判所）、第 26 条（協議解決）及び本条（存続条項）は有効に存続するものとします。ただし、第 14 条（秘密保持義務）についての存続期間は、本規約の終了から 3 年間とします。

附則

2026 年 07 月 01 日：制定・施行